

中国知財の実務

〈内容〉

本セミナーでは、単なる法律論だけでなく、現場の実務に基づく具体的な対応方策案を紹介します。また、権利者企業様の置かれた状況にあわせて選択できるよう3部構成としております。

1. 中国では、BtoC製品のみならずBtoB製品も含め、ほぼ全ての業界において模倣被害が生じているといっても過言ではありません。また、これらの模倣品販売ビジネスは、小口化、巧妙化の一途を辿っており、従来通りの対応では費用対効果が出ないことになりかねず、被害実態にあわせて工夫した対応が必要不可欠となりつつあります。本セミナーでは、従来よりもコストを抑えながら効果を上げる対策の実現を目的とします。
2. 最近では、これらの模倣品問題に加え、特許権侵害紛争も増加しており、中国で特許権侵害訴訟に勝つためには中国の実態にあわせた戦略が必要不可欠です。また、今後は、中国で特許権侵害訴訟の被告となるケースも増えていくことも予想され、防御の観点からも中国の実態にあわせた準備が必要不可欠となってきます。本セミナーでは、中国特許権侵害訴訟に勝訴すること、また被告となった場合に必要十分な備えができることを目的とします。
3. 加えて、中国では秘密情報の漏洩事例が後を絶たず、秘密情報が競合に流出してしまったり、あるいは権利化されて自社が権利行使の危険に晒されたりといった事例が散見され、これへの事前・事後の備えについても、実務の実態を把握した上、準備しておくことが望まれます。
また、商標権のみならず、著作権、意匠権、実用新案権、特許権といった権利について、中国の第三者による冒認出願、冒認登録がなされる例が後を絶たず、権利者と同様の商号が登録される例も同様に後を絶ちません。これにより日系企業の権利行使が阻害され、あるいは逆に権利行使を受けるリスクが生じているなど、事業展開において見過ごせない問題となっています。
4. 最後に、中国における代理人は、知識、法的思考力、クライアントのニーズの把握やコミュニケーション能力等において未熟な場合も多く、中には、案件を偽造して報告する例すらあり、また費用も千差万別である状況です。そのため、権利者企業側に相当な知見がないと適切な代理人を選択できない状況となっています。本セミナーでは、中国代理人を適切に選定できることを目的とします。

▶セッション1

2015年12月22日(火) 13:00~17:00

中国における模倣品対策の最新実務

～小口化・巧妙化する偽モノへの対応～

▶セッション2

2015年12月24日(木) 13:00~17:00

中国特許権侵害対応の最新実務

～特許権侵害への対応・被告となる場合への備え～

▶セッション3

2015年12月25日(金) 13:00~17:00

I. 中国における営業秘密侵害対応への実務

～流出防止策から流出後の対応、具体的事例～

II. 冒認出願(商標権、著作権、専利権)、不正商号対応の実務

～基本的な手続的対応から、調査・各種エンフォースと連動させるなどした応用的対応まで～

〈講師略歴〉

- ◎中国知財を専門分野の一つとする日本国弁護士
- ◎弁護士資格取得、国内企業法務を経験後、在中国法律事務所・調査会社に勤務
- ◎上場企業やジェットロ等の依頼により、中国での権利取得、権利行使の実務に従事
- ◎中国国内での権利行使には様々な明文化されていない部分があることを熟知しており、実態に即したサービスを提供、支援
- ◎弁護士法人キャストのパートナー弁護士、特許業務法人IP-FOCUSのカウンセラー、中国調査会社の董事等を務め、中国での知財問題全てにワンストップで対応



弁護士法人キャスト パートナー、

特許業務法人 IP-FOCUS カウンセラー、株式会社 LIO 代表取締役 島田 敏史 氏

▶セッション1 2015年12月22日(火) 13:00～17:00

中国における模倣品対策の最新実務

～小口化・巧妙化する偽モノへの対応～

- 中国における模倣品被害の概況は？
- 費用をかけて模倣対策をすることに意味があるのか？費用対効果は？
- 模倣被害を把握するための「調査」とは？被害の全体像を把握することは可能か？
- 警告状、行政摘発、刑事摘発、民事訴訟等の使い分けの基準は？
- 行政摘発の概要（権利毎の実務の実態）
- 刑事摘発の概要（権利毎の実務の実態）
- 民事訴訟の概要（権利毎の訴訟戦略の違い）
- 民事訴訟における損害立証方法、回収できる損害の見通し
- 知財裁判所の実態
- 商標権・意匠権・著作権といった権利によって取るべき対応策はどう違うのか？
- インターネット上での模倣行為が増えているが、有効な手立てはあるのか？
- 中国から模倣品が輸出されているというのは本当か？どの程度輸出されているのか？
- 中国からの模倣品の輸出は止められるのか？
- 模倣対策費用を徹底的に抑えたいが、よい方法はあるか？
- 中国人と日本人の考え方の違い（調査会社編）
- 嘘の情報を流すというのは本当か？
- 偽造案件の見抜き方は？
- 騙されないようにするにはどうしたらよいのか？
- ケース・スタディ
 - ① 模倣品のサプライチェーンを解明し、模倣対策の意義を明らかにする事例
 - ② 摘発により市場の模倣品シェアを数十%→数%まで減少させる事例
 - ③ 大型の製造業者を突き止め、摘発により製造行為を停止させる事例
 - ④ インターネット上の模倣品販売リンクを80%近く減少させる事例
 - ⑤ 模倣品対策のやり方を工夫して、費用を大幅に抑える事例
 - ⑥ 模倣業者に対し損害賠償を請求し、回収した賠償金を対策費用に充てる事例
 - ⑦ 真偽が疑われる代理人の報告について、事実関係を確認し虚偽であることを確認する事例

（補遺）中国における普通名称化のリスクと防止策

- 中国では一般名称化、普通名称化のリスクが高いというのは本当か？
- 具体的にどのようにして防止、改善すればよいのか？
- ケース・スタディー
 - ① 既に一般名称化してしまった疑いのある状況でこれを改善し、識別機能を取り戻す事例

▶セッション2 2015年12月24日(木) 13:00～17:00

中国特許権侵害対応の最新実務

～特許権侵害への対応・被告となる場合への備え～

- 訴訟件数は？日系企業が当事者となる訴訟例は多いのか？
- 特許権侵害はどうやって発見するのか？
- 侵害品の製造者を突き止めることはできるのか？
- 必要な証拠は？
- どうやって証拠を集めるのか？
- BtoC か BtoB による違い、留意点
- 機械系、化学系による違い、留意点
- 販売と販売許諾での立証方法の違い、留意点
- 証拠収集後、訴訟提起までの留意点
- 鑑定機構を使う必要は？
- 知財裁判所とは？
- 特許権侵害訴訟の流れは？
- 中国特許の有効性の確認方法、確認すべきタイミングは？
- 裁判所の判断が不安定と言われる中国で特許権侵害訴訟は勝てるのか？
- 賄賂やコネクションの影響は？
- 均等論の判断は？
- 間接侵害は認められるのか？
- 先使用の抗弁はどうやって立証するのか？
- 公知技術の抗弁はどうやって立証するのか？文献公知と公用公知
- 損害を立証するための証拠の収集手段は？
- どの程度損害賠償が認められるのか？
- 特許権侵害訴訟と無効審判との関係は？
- 中国人と日本人の考え方の違い（弁護士事務所編）
- 中国代理人をうまく活用する方法は？
- ケース・スタディ
 - ① BtoB の商材で一般市場には出回っていない被疑侵害品の収集、証拠化する事例
 - ② 地方保護主義の弊害が懸念される管轄を避け、都市部の管轄で訴訟を提起し、侵害行為を停止させ賠償金を取得する事例
 - ③ 私鑑定をうまく活用して勝訴する事例
 - ④ 素材、成分等に関する特許について、必要な証拠を収集し、適切な訴訟戦略を実行する事例
 - ⑤ 先使用の抗弁を立証するため事前に証拠化する事例
 - ⑥ 公知技術の抗弁（公用公知）を立証するための証拠を収集する事例

▶セッション3 2015年12月25日(金) 13:00～17:00

I. 中国における営業秘密侵害対応への実務

～流出防止策から流出後の対応、具体的事例～

II. 冒認出願(商標権、著作権、専利権)、不正商号対応の実務

～基本的な手続的対応から、調査・各種エンフォースと連動させるなどした応用的対応まで～

I. 営業秘密侵害対応の実務

- 被害の概況は？
- 中国における営業秘密とは？
- 秘密保護措置が認められるためには？
- どのようにして、なぜ営業秘密が侵害されるのか？背景は？
- インターネットの発達によるリスクの増加
- 秘密の適切な管理方法、流出防止策は？
- 営業秘密侵害行為とは？
- 救済手段は？行政、刑事対応は取れるのか？
- 立証、証拠収集の方法は？
- 侵害が疑われる場合どのように対応すればベストか？
- 調査会社の活用すべき場面、活用する方法は？
- 中国人と日本人の考え方の違い（調査会社編）
- ケース・スタディ
 - ① 秘密の漏洩が疑われる場合に、速やかに事実関係を把握し、迅速に被害を防止する事例
 - ② 秘密漏洩後、かかる秘密情報を起訴とした専利の出願がなされ、自らが権利行使の危機にさらされる場合に、この危機を回避する事例

II. 冒認出願(商標権、著作権、専利権)、不正商号対応の実務

- 冒認商標の被害の概況は？
- 防止する方法はあるのか？
- 冒認商標に対して取り得る手段は？
- 異議や復審、不使用取消、無効審判はどの程度認められるのか？
- それ以外に有効な手段は？
- 冒認著作権の被害の概況は？
- 防止する方法はあるのか？
- 冒認著作権に対して取り得る手段は？
- 冒認専利（意匠、実用新案、特許）の被害の概況は？
- 防止する方法はあるのか？
- 冒認専利に対して取り得る手段は？
- 不正商号の被害の概況は？
- 防止する方法はあるのか？
- 不正商号に対して取り得る手段は？
- ケース・スタディ
 - ① 商標の冒認出願人の商標使用実態を把握し、交渉により商標を買い取る事例
 - ② 商標の冒認出願人の商標使用実態を把握し、エンフォースと連動させて解決する事例
 - ③ 著作権の冒認出願人に対し、刑事摘発を実施して解決する事例
 - ④ 著作権の冒認出願人に対し、民事訴訟により解決する事例
 - ⑤ 実用新案の冒認出願人を調査し、あえて放置することで権利有効期間の徒過を待つ事例
 - ⑥ 冒認出願の実用新案について、公知文献により無効化する事例
 - ⑦ 冒認出願の実用新案について、公用公知の証拠を収集して無効化する事例
 - ⑧ 本来自社の発明であるものに対してなされた冒認出願特許を取り戻す事例
 - ⑨ 不正に登録された商号を交渉により解決する事例
 - ⑩ 不正に登録された商号を訴訟により解決する事例

会場案内

●企業研究会セミナールーム(東京：麹町)

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE ビル 2F TEL : 03-5215-3511

参加要項

本セミナーは各セッション単位の選択申し込みが可能です。
複数のセッションをご受講の際は、下記の通り割引料金となります。お申し込みの際には、申込書のご受講を希望されるセッション開催日に、チェックをご記入下さい。

受講料 (1名・消費税込)

◆1日のみ受講	正会員 / 34,560円 (本体価格: 32,000円)
	一般 / 37,800円 (本体価格: 35,000円)
◆2日間受講	正会員 / 64,800円 (本体価格: 60,000円)
	一般 / 71,280円 (本体価格: 66,000円)
◆3日間受講	正会員 / 81,000円 (本体価格: 75,000円)
	一般 / 88,560円 (本体価格: 82,000円)

※会員企業一覧は当会ホームページにてご確認頂けます。 <https://www.bri.or.jp>

※主担当者様のお名前でお申し込みの上、各回、代理出席も可能です。但し、割引料金の適用は一度にお申し込みの場合に限ります。

申込方法

下記申込書に所定事項、及び、ご受講希望セッションをご記入の上、FAXにてお送りいただくか、下記担当者宛 Eメールにてご連絡下さい。また、当会ホームページからもお申し込み頂けます。(Eメールでお申し込みの際には、希望セッションを明記願います。)

お申し込み・お問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUAREビル2F

TEL : 03-5215-3514 FAX : 03-5215-0951 E-mail : kawamorita@bri.or.jp

一般社団法人企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当：川守田 (かわもりた)

※着信確認のご連絡後、後日(開催日一週間~10日前まで)に受講票・請求書をお送りします。

※よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認いただけます。([TOP] → [公開セミナー] → [よくある質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願い致します。

※最小催行人数に満たない場合、中止とさせていただきますので、ご了承ください。

申込書

FAX:03-5215-0951

事業コード:151764-0303 (※)

中国知財の実務

会社名	会社所在地	〒 -	
氏名(フリガナ)	所属・役職名	Tel	
		Fax	
E-mail			
受講希望セッション(必ず✓をご記入下さい)			
選択受講 / <input type="checkbox"/>	第1回▶ 12/22(火)	<input type="checkbox"/>	第2回▶ 12/24(木)
		<input type="checkbox"/>	第3回▶ 12/25(金)

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに関する確認、連絡、及び、当会主催セミナー等のご案内に利用させていただきます。